

不動産賃貸業を営まれている方へ

～償却資産申告のお願い～

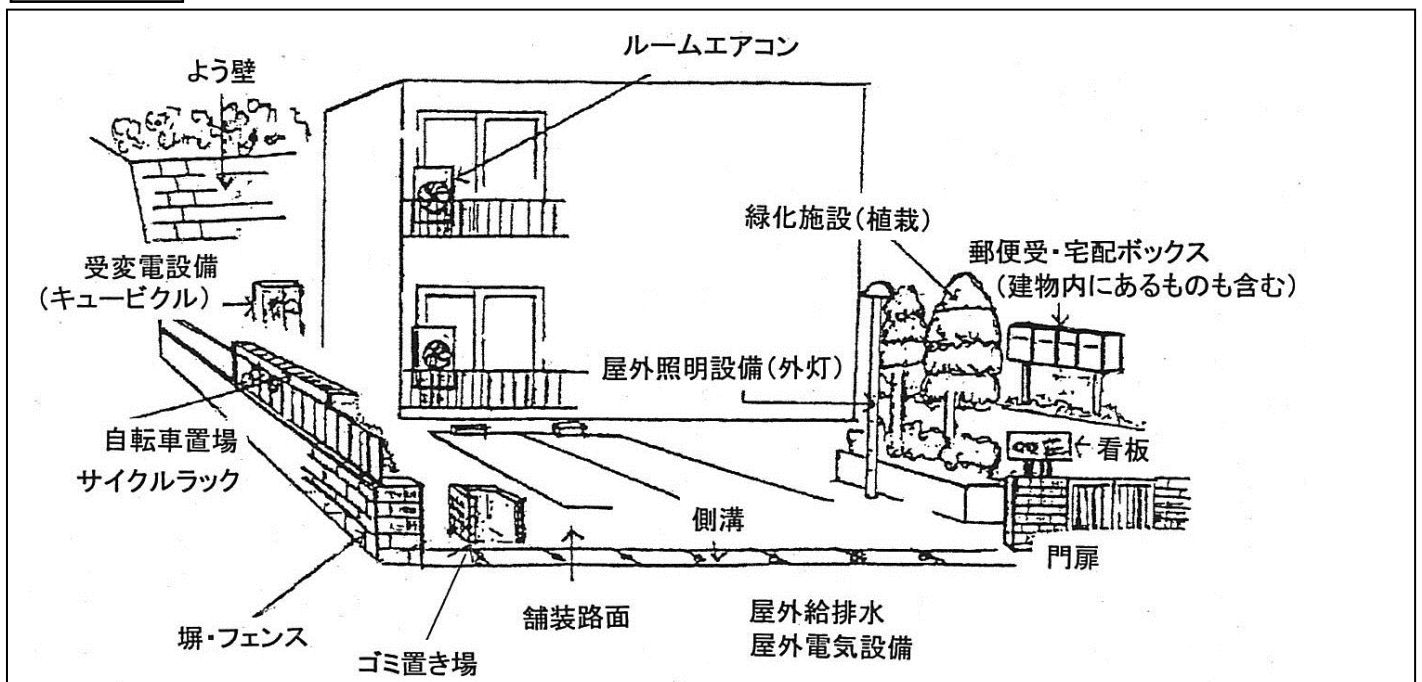
入間市役所資産税課

① 償却資産申告について

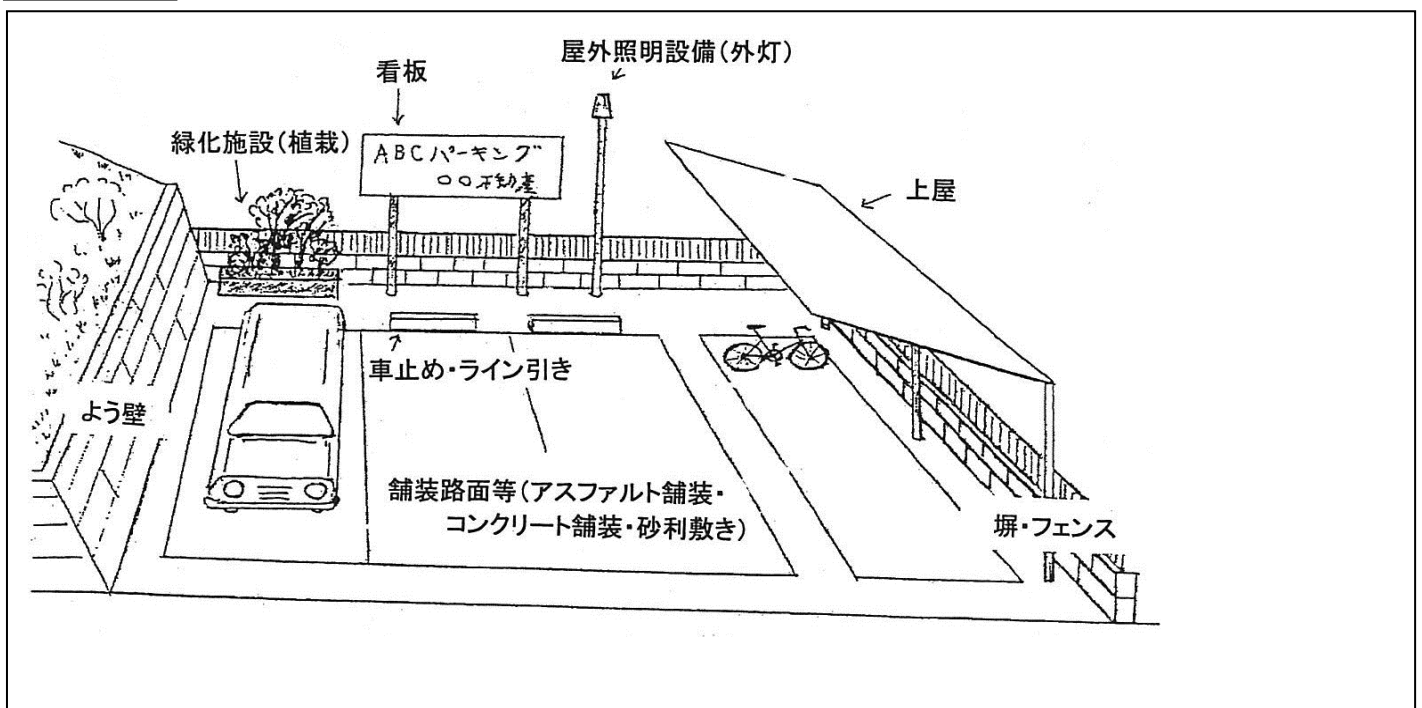
固定資産税は土地及び家屋の他に、アパート等を経営されている方がその事業（不動産賃貸業）に用いることのできる設備及び備品等を所有している場合、アパートの戸数や床面積の大小に関わらず**償却資産として課税の対象**となり、地方税法第 383 条の規定により、その申告が義務付けられています。

② 申告対象となる例

共同住宅



貸駐車場



③償却資産と家屋の附帯設備（建築設備）の区分について

区分	家屋に含めないもの (償却資産となる可能性のあるもの)	家屋に含めるもの (固定資産（家屋）評価基準にあるもの)
電気設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自家用発電設備 ・ 受変電設備 ・ ネオンサイン ・ スポットライト、投光器 ・ 家屋と分離している屋外照明設備 ・ 分電盤より外側の配線 ・ 電話機、電話交換機 ・ 親時計、子時計 ・ 中央監視装置 ・ LAN 配線 ・ 特定の生産又は業務用設備（配管等を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ インターホン配線 ・ 電灯コンセント配線設備 ・ 蛍光灯用器具、白熱灯用器具 ・ 出退表示設備 ・ 呼出信号設備 ・ 自動車管制装置 ・ 盗難非常通報装置 ・ 電話配線設備 ・ 動力配線設備のうち、償却資産に配線されていない部分
給排水衛生設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外給水管、屋外配水管 ・ 配管のない瞬間湯沸器 ・ 独立した煙突、給水塔 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給水設備(受水槽を含む) ・ 排水設備 ・ 中央式給油設備 ・ 衛生設備
ガス設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ メーターより外側の配管 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガス設備(配管、バルブ、ガスカラン)
空調設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ ルームエアコン 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空調設備 ・ 冷暖房設備 ・ 換気設備、換気扇、天井扇
特殊設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 床から天井に達しない程度の簡易間仕切り ・ 夜間金庫 ・ 機械式駐車場 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定椅子 ・ 金庫扉
屋外設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ カーポート ・ 自転車置場 ・ 基礎のない簡易な物置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄骨等の非常階段 ・ ポーチ ・ テラス ・ 基礎工事等による、容易に動かせない物置

* 一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例示によらない場合があります。

④ 申告の手続きについて

提出書類

償却資産の申告に関しては、以下の書類をご提出ください。

- ① 償却資産申告書
- ② 償却資産種類明細書（電算申告の場合は複写式の種類別明細書は不要）

その他、ご不明な点がありましたら下記までご連絡ください。

提出先・お問合わせ先 入間市役所資産税課償却資産担当

〒358-8511 埼玉県入間市豊岡1丁目16番1号

TEL 04(2964)1111(代表) 内線 2131・2132

FAX 04(2964)7481